

伊方原発訴訟を支援する会 ( 連絡先：〒530大阪市北区西天満4-9-15 第1神明ビル  
藤田法律事務所内 Te106-363-2112 , 口座大阪 48780 )

## 原水禁世界大会で矢野さんが報告

「原発は安全でない、

自信をもって報告できます」

ことしも8月6日を中心に、原水爆禁止世界大会が、東京、広島、長崎で開かれた。8月6日に広島県立体育館で開かれた広島大会には、外国代表92人も含め、約1万3千人の人々が集り、「核廃絶」を合言葉にした熱気に充ちた集会となった。

昨年までの世界大会では、原爆と原発とは別、といった空気が支配的であった。しかしことは、世界の反原発運動の一その高まり、とくに、パラオやマリアナなど太平洋諸国の代表が、わが国の推進派の「海洋投棄」計画への反対を強く訴えたこともあって、「平和利用」も含めた核廃絶の方向が大勢となっていたことが際立っていた。

そうした空気の中で、世界大会としては始めて、原発に反対するわが国の住民運動代表が被爆者と共に、報告者として招かれた。それが、伊方訴訟の原告のひとりで、八西連絡協議会事務局局長の矢野浜吉さんだった。

矢野さんは、三号炉持込を機に盛り上げる住民の怒りの声を背景に、いつもの調子で担々とつぎのように訴え、参加者に感銘を与えた。

「愛媛県伊方原発地元から報告申し上げます。今から12年前、原発は絶対安全であるとい

うふれ出しで、伊方町は2基の原発を受入れました。それから12年経ちました今日、果して原発は安全であったかどうか、その答が出ましたので報告申し上げます。

伊方原発は今までに7回も大きな事故を起こしました。とくに、昨年3月、米国のスリーマイル島原発で大事故を起こしましてからは、伊方原発も、いつ大事故を起こすかわからないという非常に大きな不安に、地元住民はおびえるようになりました。

それで今年1月、こうした不安を解消するために、愛媛県と四国電力とは、伊方原発周辺の2市7町、人口およそ20万の区域を危険区域に指定し、原子力防災計画を策定致しました。これがその防災計画書であります。この防災計画書には何が書いてあるかと申しますと、結局の結論は、もし伊方原発に大事故が起こって、放射能が地元周辺に飛んでくようになった場合は、原発周辺の住民は、指定の場所に逃げよ、と書いてあります。伊方町の住民は八幡浜市に逃げよと書いてあります。そうして、八幡浜市の所定の場所に集って、そこで被曝線量の調査をし、必要のある者には被曝証明書を渡す。そしてその証明

書には、もしあなたが将来、ガンの病気にかかった場合は、この証明書は治療や補償に役立つから、大切に保存しておきなさいと書いてあります。

不安を解消するためにわざわざ作った防災計画書は、逃げる以外には対策なしかと、かえって不安を増大し、政治不信を招く結果となりました。

愛媛県や四国電力は、12年前、原発は絶対安全だから防災対策は不必要だと申しました。それが今日、さらに改めて、なりふり構わず防災計画を策定したということは、原発は危険だ、安全でないということ、自ら認めた証拠でしょう。

原発は安全ではありません。危険であると、私は自信をもって報告ができます。

さいごに、私どもは12年間、原発反対運動を続けてきましたが、これからも反対闘争を懸命に続けて参ります。

皆様、原発は原爆を造ります。原爆は人類

の敵であります。原発と原爆を地球上から抹殺するよう訴えて、伊方原発現地からの報告を終わります。」

広島大会では、一部の人たちの反対で、大会決議は原発問題に触れずじまいだった。しかし、長崎大会で採択された8項目よりなる「長崎からの訴え」には、「平和利用」への懸念が、つぎのように二項目にわたって呼びかけられ、矢野さんの訴えも生かされた。

○原子力の軍事利用の可能性に対し、核軍備撤廃を要求する運動全体との関連において、反対の運動を強めよう。またウラン採鉱と核兵器生産との関連、核廃棄物の海洋投棄、および、原子力産業労働者の危険性をめぐる問題に留意しよう。

○太平洋諸島の国々の政府および国民が、日本などの太平洋への核廃棄物の投棄、貯蔵に反対していることに留意しこれを支持する。また、パラオ国民の非核憲法を称賛する。

矢野さん、御苦労さまでした。(Q)

### 控訴審原告側弁論更新記録(その3)

**田中弁護士** 私は準備書面(4)の第5、6章を中心に、原子力発電所におけるこれまでの数多くの事故例を検証しながら、原子力発電所における事故の特質、すなわち、TMI事故が起こるべくして起こったということ、したがってまた、被告をはじめとする原発推進派の安全神話の誤り、したがってまた、本件安全審査の誤りであることを明らかにしておきたいと思えます。

我々は、すでに原審において、1975年の米国ブラウズフェリー原子力発電所で、たった1本のローソクの火が配線被覆に引火した電気系統を中心にした火災によって、一

次冷却材ポンプやECCSが作動不能となり、炉心崩壊・溶融の一步手前まで追込まれるという、身の毛もよだつような事故を経験したことを教訓として、原発における事故が不可避であることを強く警告してきました。

さらにTMI事故に遭遇して、そこでもまた原発事故における特質の内容が明らかになっています。すなわちTMI事故でも、バルブの故障や人的ミスなど、ささいなことが引金となって始り、装置や部品の潜在化していた欠陥がつぎつぎと露呈し、さらには、予想もしていなかった事態に直面したことによる人間の戸惑いも交えて、ますます事態は悪化

の一途を辿って破滅的な結末に至ったのです。そういう原発事故の特質を十分に理解していただきたい。

そこで、わが国の原子力発電所で、実際にどのような事故が起きてきたのかということのをべておきたいと思います。準備書面(4)の124頁以下に表にしてあらわしてありますが、一見して、件数にすれば事故は少いのではないかと思われるかもしれません。ここで重要な点は、日本における原発の事故というのは、法によって電力会社から報告されたもの、それは、原子炉が停止した場合に、はじめて事故として扱われるという、きわめて限られたものだけということです。

さらに詳しい分析は省略しますが、これらの表の中から分る特長はつぎの点です。まず第一に、同型の原子炉で同種の事故が共通して発生しており、その点についての改良が一切されておらず、第二に、したがって、事故の原因がどこにあるのかということについて究明されていないということ。第三に、それらの事故のほとんどが、設計および品質管理・保証の悪さに起因しており、中には、誤操作に基くものも含まれているということ。

さらに重要なことは、昨年、TMI事故後に、日本の当局も驚いて総点検等を行い、その結果、昨年7月以降、一応これで大丈夫だとのお墨付きが出たのですが、その後も事故はあとをたっていないということです。準備書面では149頁以降に、そうした事故の内容についてのべてありますが、その多くは、TMI事故を思わすようなものであるということです。

たとえば、54年7月14日の大飯1号の事故では、逃し弁が定められた圧力に達して

いないのに開いてしまい、TMI事故では逃し弁の開き放しという事態に立至ったということと比較して重大な事故といえるでしょう。54年11月3日の高浜2号炉での事故では、本来ステンレス製であるべきものが銅合金製であったという、全く許されてはならないようなささいなミスが原因となり、一次冷却水のほとんど半分近い漏れが生じたという大事故であります。

さらに、前回準備書面を陳述しました以降も、残念ながらというか当然のことの如く、事故はあとをたっておりません。その点について若干の補足をしておきます。たとえば、大飯1号炉では今年の1月以来、タービンにひび割れのあることや、燃料集合体の燃料棒にピンホールのあること、また、制御棒クラスタ案内管を支えるピンにひび割れのあることなどが、相ついで発見されています。

そのほか、日本原電敦賀原発で、4月3日、原子炉の水位が1m以上低下し、自動的に原子炉がとまるという事故が起こっています。これは、新聞報道はわずかに数行で詳しいことは分っていませんが、その原因は、海水取水口のスクリーンをとりかえ中に、不要になった電源を切ったのですが、その電源が、復水器に海水を送るポンプの出口弁を動かしているものと同じであったため、その弁が閉じてしまうということがきっかけになっています。TMI事故と同様に、弁が閉じたために冷却水が送り込まれないという事態が生じてしまったわけです。詳しい事実は現在のところ分りませんが、恐らくは、ECCSの作動も含めたかなりの事故であったのではないかと予想されます。

さらに本件伊方炉に関するのですが、5

月20日の新聞報道によれば、一次冷却水配管のステンレス製整流板3板にひびのあることが発見されています。

こういった事故を見ただけで、それらは大事に至っていないから大丈夫でないかというふうなお考を持たれるかもしれませんが、TMI事故がそうであったように、ささいなことがらが大事に至るとというのが原発事故の特質であるという点を十分に理解していただきたい。

そういう事故について見られる被告国の基本的な態度を、準備書面152頁以下で、事故の軽視、人的ミスの軽視、さらに事故隠しという形で指摘しておきました。こういった態度は未だに改められていません。たとえば、大飯1号炉の1月23日のタービンひび割れの事故に際しまして、大飯原発の所長が、「トラブル続きで定期検査入りしたいきさつもあり、いま公表することは、またかということになりかねない。定期検査の中間か最後になるか分からないが、いずれかの段階で詳しく発表したいと思っている」という談話を発表しています。卒直に事故を公表するのではなくて、営業政策なり事故隠しといった態度がここにもあらわれています。また先ほどのべました伊方1号炉の整流板事故につきましても、5月20日に発表されていますが、発見されたのは一月も前のことであり、その間、事故を隠していたという現実があるわけです。

こういった被告や電力会社の態度、ならびに、これまでのべました原発事故の特質を考えますと、本件伊方炉においても、まさに、事故が必ずや起こるであろうことは当然のことでありまして、そのような点を看過してなされた本件の安全審査、許可処分は、直ちに

に取消されるべきだと考えます。

**畑村弁護士** 私は本件安全審査手続における不公平さ、ずさんさ、そういった点についてのべます。

TMI事故につきましては、さまざまな観点から原因究明がなされておりますが、現在米国では、TMI事故をもたらした最大の責任は、規制を忘れた規制当局、すなわち原子力規制委員会、NRCにあったとして、NRCの解体と新規制組織の確立とを勧告するに至っています。すなわち、NRCは安全性の確保という本来の使命を遂行するというよりも、むしろ、企業側の便宜をはかるという誤りを犯したとして、規制を受持つ機関として発足したNRCが、依然として推進優先の考え方のとりこになっていたことが明らかになったのであります。そしてNRCが、公共の安全を守るという任務を遂行するより、産業界の便宜をはかる立場に立ち、申請された原発の建設に許可を与えすることに専念していたということを、この事故の原因であると結論づけています。

TMI事故という高価な代償を払ってケネディ委員会が見出したこの結論こそ、まさに原告が本件訴訟を通じて訴え続けてきたことであったわけです。

原審における立証過程を通じて、本件安全審査手続のずさんさ、不公正さが余すところなく明らかになっています。かかる事態を目の前にして原告は、原審最終準備書面で、つぎの通り断定しています。「わが国における原子力行政の歴史は、いわば、推進と規制が混在する状況であって、規制は常に推進の影に追いやられていた。本件訴訟においても、すでに4年余にわたる審理の過程で、行政に

よる安全規制が、むしろ、伊方原子力発電所設置推進にお墨付きでも与えるに等しい手続でしかなく、原告ら住民にとっては、いかに名ばかりの危険なものであるかが浮ぼりにされてきた」。原告らのこの結論こそ、ケメニイ委員会がTMI事故の根源的な原因として見出したものと全く同一であり、不幸にも原告らの指摘が、TMI事故によって、現実のものとして実証されたのです。

本件安全審査手続が、いかに原発推進優先の立場に立ち、安全規制が名ばかりのものであったということを示す事実は、数え切れないぐらいあります。その中の典型的な事例として、本件安全審査を行った第86部会と、通産省原子力発電技術顧問会との合同審査ということがあります。裁判所もご存じの通り、原発設置に関しましては、原子炉等規制法による原子炉設置許可と、電気事業法による電気工作物設置許可という、二つの異った面からの許可が必要とされています。そして、片や総理大臣、片や通産大臣という、全く別個の主体が別個の手続により判断することとなっています。

ところが本件安全審査においては、この二つの異った許可のための審査が、すべて合同で行われていたということが明らかとなっております。合同審査というといかにも聞こえがいいのですが、実際は、同じ委員が両方の委員を兼任し、同一会合に際して、二つの立場を都合よく使い分けていたにすぎないのです。極端な場合、1名の委員が出席した場合も、合同審査と称しているのです。

かかる委員の兼任および合同審査によって、本件安全審査が原発推進の立場に引きずられ、安全審査の自主性、独立性が失われてしまっ

たことは明らかです。

これに対して被告が、かかる合同審査を正当化するために主張するところは、原子炉の安全性に関する総理大臣と通産大臣の判断が区々になることがあってはならないから、というのであります。しかし、原発の安全性に関しては、学者が論争している中で、別個の主体が別個の立場から判断する以上、むしろ区々の判断がされる可能性が大きく、安全性について厳重な審査がなされればなされるほど、さまざまな点において、区々の判断がなされるのが正常といえるのです。そして区々の判断がもしなされれば、安全性は確認し得ないということ、危険な原発の設置が許可されないということになって、まさに住民の生存権が保護され、まことに結構なこと、被告のいうように、あってはならないことでも何でもありません。ただ、やみくもに原発を推進しようとする被告にとってのみ、両者の判断が食い違うことがあってはならないのです。そして、いかなる無理押しをしても、原発安全に向けて、両者の判断を統一するためのテクニックが、まさに合同審査と委員の兼任にほかならなかったのであります。

まさに、ケメニイ委員会がNRCに対して行った痛烈な批判が、不幸にも、わが国の安全審査においても当てはまることが明らかになったわけです。

ちなみに、この委員の兼任ということについては、あまりにもその不公正さが明らかであるせいか、最近では、行なわれていないようではありますが、この点から見ても、被告自らが本件安全審査の不公正さを自認しているといわねばなりません。

これ以外にも、本件安全審査の不公正さ、

ずさんさを示す事実は多数存在しています。ここでとくに指摘しておきたいのは、かかるずさんな手続を正当化するための被告の論理が、原発に対する安全信仰ともいえるべき、楽天的な態度に支えられているということであります。

原発は事故を起こした場合には、ぼう大な人命を奪い、平常運転時においてさえも、人体に重大な損傷を及ぼし、その影響は空間的のみならず、遺伝的障害を通じて時間的にもきわめて広範囲に及び、基本的人権侵害の著しい事態を生ずるものでありますから、その設置許可手続の適正さ、公正さは、他のいかなる行政行為にも勝るとも劣らぬ明確さが要求されるものであります。ところが、かかる原告の主張に対する被告の答弁は、原発は現在最も高度な安全確保の体系を有する産業設備であり、安全性は十分実証されている。したがってことさら原発を特別視して手続をとる必要がない。現在の関係法規で定められた手続を守っておればそれで十分である。つまり、原発は安全だから原告の主張するような、きわめて厳格な公正な手続は必要ないと主張しているのであります。

逆にいえば本件安全審査も、原発は安全であるということ为前提にして、手続上の公正さも厳格さも手抜きして行っているということを目白しているのです。TMI事故によって、被告がいうところの、現在最も高度な安全確保のための体系が、いかに頼りにならないものであるかが白日の下にさらされた現在、かかる原発安全信仰に支配されてなされた本件安全審査は、それだけで、安全審査としての実質を有しておらず、直ちに取消されるべきものであるといわなければなりません。

**浦弁護士** 私は、本件安全審査においてなされた災害評価が、TMI事故によって、いかにずさんなものであったかが白日の下に明らかにされた点についてのべたいと思います。

その前に、裁判所に知っておいていただきたいことについて若干のべておきます。それは、放射線とその障害との関係についてであります。

原子力発電所が平常運転時にも、放射能を周辺環境にまきちらすことによってはじめて存在するものであり、これについては被告も争っておりません。そして放射線障害につきましても、原告らの主張に対して被告はこれを争わず、判決も争いのない事実として認めています。すなわち、放射線障害につきましてもは身体的障害と遺伝的障害とがあり、身体的障害には急性障害と晩発性障害とがあります。急性障害の例としては、神経系統の障害、白血球あるいは精子の減小、そういった障害があります。晩発性障害としましては白血病とか悪性ガンなどがあります。さらに遺伝的障害としましては、奇形とか不妊、あるいは精神病というような障害をもたらします。

放射線と障害の関係につきましてもは、わが国では法規上、許容被曝線量として年間500ミリレムという数値が課せられていますが、この数値がいかに危険なものであるかということについては、原告らがつねに主張してきましたし、控訴人準備書面(1)にも詳細にのべておきましたが、なお若干のべておきたいと思います。

放射線と障害との関係につきましてもは、マウスとかショウジョウバエ、あるいはムラサキツユクサ等の動植物実験、あるいは、スタングラス博士のドレスデン原発周辺におけ

る幼児の死亡率の比較検討、さらには、スチュワート、フォード、マクマホンの三博士による妊婦の被曝がもたらす幼児の白血病の増加に関する報告、さらには、石丸博士らの広島、長崎における原爆による晩発性障害の研究、さらには、千葉でのイリジウム被曝等々によりまして、近年になって、低あるいは微線量域での放射線によっても障害を生じることが、きわめて明らかとなってきています。

このような実験、報告から、放射線に関しましては、シキイ値、つまり、これ以下では安全だという線量域は存在しないのだということ、そして、とりわけ晩発性障害あるいは遺伝的障害に関しましては、放射線と障害との間には直線性の関係がある、すなわち、いかに微量の線量でありましても、相応の障害があると断言することができるわけでありませう。この点につきましては、原判決と被告の主張は全く誤っているといわねばなりません。

そして、このような近時の研究からしますと、年間500ミリレムという許容被曝線量がいかに危険なものであるか、この点につきましても、すでにゴフマン、タンプリン両博士の報告、さらに、米国科学アカデミーの報告、いわゆるBEIR報告などが明らかにしています。BEIR報告は、年間170ミリレムを米国民が集団的に受けたとすると、どれほどの障害を生じるかを推定しています。それによりますと、晩発性障害が3000~15000人、遺伝的障害が次に180~1800人にも及ぶとの推定がされています。このような結果から見ましても、500ミリレムという数字が、いかに危険きわまりないものであるかは、原審の立証過程で明らかになっていたわけです。この点について原判決

は、単に、500ミリレムの許容被曝線量は危険でないとして、原告らの主張を一蹴してありますが、その誤りはきわめて明白です。

つぎに事故時のことをのべますが、事故時の災害評価に関しましては、現在の法規では、原子炉立地審査指針というのがあります。それによる災害評価の方法は、重大事故あるいは仮想事故を想定し、それらの事故時に放出される放射エネルギーを推定して、その被曝評価値が一定の線量値を越えるか越えないかで判断するというものです。この一定の線量値としては暫定的判断のための、いわゆる目やす線量が適用され、甲状腺については150あるいは300レム、全身については25レムという数字があげられています。しかしこの目やす線量は、先程のべました近年の放射線と障害に関する研究からしましても、すこぶる危険な数字であることは、一見して明白であります。

この目やす線量に達するかどうかで、非居住地域や低人口地帯を定めるという方法をとってきています。

しかし本件伊方原発の場合、そうした方法をとっていないながら、逆の論理によっているとわがざるを得ないのです。すなわち、現実には、炉心から700メートルの敷地境界での被曝線量値が目やす線量を下回るような事故を発生させて、その放出放射エネルギーを調節しているという方法がとられているのです。したがって、本件原子炉についての被曝評価の方法自体が、まず、原子炉立地審査指針に適合していないといわざるを得ない。

さらに被告は、これら重大事故、仮想事故に関しまして、想定不適當事故だから原告の主張するような事故は起こらないと、くり返

しのべてきました。この点につきましては、TMI事故は、被告の観念論をみごとに打ち砕いてしまったのです。そして原告らは、重大事故と仮想事故の選定とその事故経過とが、きわめて恣意的であると、原審以来一貫して強調してきましたが、TMI事故は原告らの主張がいかに正しいかを事実を以て証明したわけでありませう。

さらに、控訴人準備書面(2)にのべてありますように、TMI事故で推定される被曝評価値は、実に、全身12レム、成人の甲状腺で529レムという高い数値に達しています。この数値から見ましても、本件安全審査における災害評価の被曝評価値が、仮想事故の一次冷却材喪失事故時でも、たかだか、全身5、7レム、甲状腺23レムという、きわめて過小な数字しか挙示していないことは明らかです。

さらにTMI事故は、被告らの行った災害評価の方法それ自体に対しても反省を求めているのです。ケメニイ委員会はつぎのように云っています。「低人口地帯という設定には、つぎのような深刻な欠点がある。第一に、きわめて大きな被曝線量を使ってその広さをきめるため、多くの発電所では低人口地帯は比較的狭い地域となりTMI原発ではたった2マイル(本件原子炉では700メートル)になっている。第二に、かりに低人口地帯の計算基準となっているような深刻な事故が実際に起こったとなると、その地域外の多数の住民は、地域内よりは少いけれども、なお莫大な放射能を及ぼることになる。第三に、TMI事故は、低人口地帯が公衆の保護にほとんど役立たないことを証明している。事故が立地選定時に仮定したものよりはるかに軽かつ

たにもかかわらず、NRC自身、20マイルまでの避難対象距離を考えていたのである。それ故、われわれは、低人口地帯という考え方全体が欠陥を持っているという結論に達した」と明快に断じています。

このような点からしましても、本件安全審査でなされた災害評価それ自体が、すべて音を立てて崩れ去ったということが出来ますし、この一事からだけでも、原判決は取消されなければならないと思います。(以下次号)

## 夏期特別カンパ報告

御協力ありがとうございました。おかげでカンパ総額は、251,150円に達しました。そのほか、会費やニュース購読料の前納、納入、さらには、準備書面の販売などでも御協力をいただいた結果、累積赤字を大巾に減小させることができました。秋からの激戦のためにも、一その御支援のほどを。

## 会計報告 ( '80 7/14 ~ 8/12 )

### 収入

会費	26,000
ニュース購読料	52,300
準備書面売上金	3,000
カンパ	65,000
コピー代金	21,000
計	167,300

### 支出

ニュース印刷代	25,500
郵送料	8,700
振替手数料	975
コピー料金	44,000
計	79,175

差引	88,125
借入金合計	82,144